

特 記 仕 様 書

1. 総 則

- ・ この特記仕様書は宗像市都市管理部維持管理課（以下、「発注者」）が発注する工事の施工に適用し、発注者と受注者との間に締結された工事請負契約書に添付するものである。

2. 共 通 事 項

- ・ 福岡県県土整備部発刊の「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理の手引き」「土木工事検査基準及び土木工事技術管理基準」によるものとする。また、国土交通省及び福岡県県土整備部発刊の書籍を参照すること。

3. 提 出 書 類

- ・ 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の様式集に基づいて、速やかに監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によること。

4. 工 事 用 地 等

- ・ 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理すること。
- ・ 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については自ら準備し、確保すること。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場など）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- ・ 受注者は、施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めること。
- ・ 工事区域及び工事用地等は保安設備（バリケード等）で閉めきり、公衆が容易に立ち入りできないようにすること。

5. 調 査 ・ 準 備

- ・ 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認すること。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の指示を受けること。また受注者は、測量結果（事前測量成果簿、施工図など）を監督員に提出すること。
- ・ 測量においては施工上の納まりや二次製品の収まり等を十分に検証し、設計図書に示されている数値では収まりに不具合が生じる事が予想される場合などは監督員に報告のうえ協議すること。
- ・ 地下埋設施設（上下水道、ガス管など）や通信施設（電柱など）があることが判明した

場合は速やかに施設管理者と協議を行い、影響の有無などを確認すること。

- ・ 管理者の不明な埋設物を発見した場合、埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に処置すること。

6. 第三者に及ぼした損害

- ・ 工事の履行について第三者に損害を及ぼした場合は、受注者は宗像市工事契約約款第 29 条の規定により第三者の損害の補償をすること。また、補償額には補償契約に関する調査（事前調査は含まない）、補償費算定の委託費用も含むものとする。
- ・ 第三者に対する補償の窓口は受注者とする。ただし、委託費用に含む場合はこの限りではない。また補償金の支払いは、発注者は所定の様式にて支払い、受注者については領収書か、これに代わるものを発注者に提出すること。
- ・ 使用する道路や側溝、その他工事の影響を受ける恐れがあるものは写真撮影等により事前調査を実施すること。また、必要に応じて管理者と立会を行い、現状の確認を行うこと。

7. 諸法令の遵守

- ・ 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は受注者の責任において行うこと。なお、主な法令は「土木工事共通仕様書」を参照すること。

8. 施設管理

- ・ 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生じる恐れがある場合には、監督員と協議すること。

9. 環境対策

- ・ 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、関係法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めること。
- ・ 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従うこと。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は規定に従い対応すること。
- ・ 運搬路等については粉塵により公衆に迷惑を及ぼすことのないよう散水防塵を随時実施すること。

10. 受注者相互の協力

- ・ 受注者は、規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工すること。

また、関連ある電力、通信、水道施設等の工事及び公共団体が施工する関連工事が同時に施工される場合にもこれら関係者と相互に協力すること。

11. 施 工 条 件

- ・ 施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、原則として工期末日より十分な余裕を持った期日に仮検査を実施すること。
- ・ 進入経路を唯一の生活道路としている住民各位の車輛等については工事関係車輛の通行等に伴い、著しく不都合が生じないように配慮すること。
- ・ 田畑などの耕作地で稲作等が行われている地域である場合は、施工においては耕作者（車輛等を含む）を優先すること。また、田畑部については作物の収穫を待って（耕作者の承諾を以って）着手すること。なお、農業用水の保全に努め、利害関係者（地元農事組合など）と十分に調整を計ること。
- ・ 「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事の場合は、セメント及びセメント系固化材を使用する工事に先立ち、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によって六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、その試験結果を提出して監督員と協議するものとする。なお、試験に要した費用については設計変更の対象とするので、その費用について監督員に報告するものとする。
- ・ 掘削や床堀を行った後は速やかに埋戻を実施し、作業時間外までに埋戻が完了できない場合は保安施設により厳に遮断するなど安全対策は十分に実施すること。
- ・ 準備作業に伴う、伐開、除根、除草による現場内の集積・積込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用は、率計算として計上している。
- ・ 伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物は、処分場で処理できる項目に仕分けを行い、搬出量の管理を行うこと。
- ・ ゴミの収集時間は避けて施工すること。
- ・ 現地の官民境界（既存境界標）を施工時に支障となり撤去する場合は、必ず施工後に既存境界標を復元すること。なお、境界標を破損した場合は監督員と協議すること。
- ・ 本工事は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 14 条第 2 項の規定に基づき福岡県の許可を受けた事業であることから、福岡県盛土規制法に関する許可申請等の手引き（令和 7 年 10 月版）に基づく各種手続について協力すること。
- ・

12. 建 設 発 生 土

- ・ 建設発生土処分地は別紙を参照すること。
- ・ 処分地の選定後は「建設発生土処分計画書」を提出し監督員の承認を得ること。施工後は「建設発生土処分地確認書」を監督員に提出するものとする。
- ・ 処分地までの運搬経路を監督員に報告すること。
- ・ 特別な理由がないかぎり設計変更（増減）は行わないが、建設発生土の工事間利用のた

め、発注者が処分地を指定する場合がある。この場合には処理費・運搬距離を変更する。

- ・ 搬出先の確認写真を監督員に提出すること。
- ・ 「福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例」により土砂埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡を超える場合は、県知事の許可が必要となるので、予め土砂埋立許可等の確認をすること。
- ・ その他関係法令を遵守すること。

13. 舗装版切断時に発生する濁水

- ・ 受注者は舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理すること。
- ・ 受注者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督員に提示すること。
- ・ 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。（14.設計内容の変更を参照）
- ・ 受注者は、当該濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督員に提示すること。

14. 設計内容の変更

- ・ 諸官庁よりの指導、施工上の納まり、その他により設計内容を変更しようとする場合は、監督員などと協議し、発注者の指示に従うこと。なお、軽微なものについて工事費の増額は行わない。また、設計図書の差異等に起因しない場合や、受注者の都合による内容変更については工事費の増額は行わない。
- ・ 工期の延長は如何なる場合も認めない。ただし、不可抗力による損害（「土木工事共通仕様書」参照のこと。）に起因する場合や工事中止措置に伴う場合を除く。なお、その場合は速やかに工期延長に伴う契約変更を締結すること。

15. 設計書の条件

- ・ 適用図書
土木工事標準積算基準書（令和7年10月 福岡県県土整備部）
設計業務等標準積算基準書（令和7年10月 福岡県県土整備部）

16. その他

- ・ 当初図面データ等で提供可能な資料は貸与するが、保存媒体は受注者が用意すること。